

開催報告：EXPO2025「Global Initiative for Safety, Health & Well-being」

「職場のメンタルヘルスと産業保健法学の新展開」

2025年7月18日、大阪インテックスにて「Mental Health and the Law: Why a Society for the Study of Occupational Health Law Was Born」と題する特別セッションが開催されました。本企画は、日本産業保健法学会の主催により行われ、精神保健と法をめぐる課題を多角的に検討する貴重な機会となりました。

写真1：座長 松原哲也氏（元厚生労働省労働条件政策課長）



1. 開催概要

座長は、厚生労働省労働条件政策課長を務めた松原哲也氏が務め、吉川徹氏（労働安全衛生総合研究所）、三柴丈典氏（近畿大学）、井上洋一氏（愛三西尾法律事務所）が登壇。精神保健の現状、法政策の動向、さらには「産業保健法学」という新しい研究領域の理論的基盤について、それぞれの専門的視点から報告と議論が行われました。

2. 講演ハイライト

吉川徹氏は「日本における職業性ストレスとメンタルヘルスの歴史的・社会的背景」をテーマに発表しました。明治期の女工の過酷な労働から、バブル崩壊後の雇用不安、そして現代の長時間労働やハラスメントに至るまで、メンタルヘルス課題が社会と労働環境の変遷と深く結びついてきたことを指摘。精神障害の労災請求が2023年度に過去最高の3,780件に達した事実を示し、メンタルヘルス対策は単一要因への対応では不十分であり、包括的かつ統合的なアプローチの必要性を訴えました。



写真2：吉川徹氏（労働安全衛生総合研究所）講演の様子



写真3：三柴丈典氏（近畿大学）講演の様子

三柴丈典氏の講演

三柴丈典氏は「日本における職場メンタルヘルスの法的枠組み」と題し、日本の法制度を国際比較の観点から解説しました。

2000年の電通事件最高裁判決によって確立された企業の予防義務、労災補償基準の改訂、そして2014年のストレスチェック制度の導入などを取り上げ、日本独自の「ソフトローと対話に基づく予防的枠組み」の特徴を明らかにしました。また、予防医学と安全科学を融合させた「産業保健法学」の重要性を強調しました。

井上洋一氏の講演

井上洋一氏は「産業保健法学とは何か」をテーマに、実務家弁護士の立場から講演しました。

従来の法や医学だけでは対応しきれない「グレーゾーン課題」に対処するため、予防法学の視点が不可欠であるとし、勤怠不良や職場孤立といった「兆し」への早期介入の枠組みを紹介。産業保健法学会による研修・出版活動の成果を紹介し、現場で役立つ知としての産業保健法学の役割を強調しました。



写真4：井上洋一氏（愛三西尾法律事務所）講演の様子

3. 総括



歴史的・社会的視点

吉川氏による日本の職業性ストレス
とメンタルヘルスの歴史的背景



法的・国際比較的观点

三柴氏による日本の法的枠組みと国
際比較



実務的・調整的观点

井上氏による実務家の立場からの産
業保健法学の役割

共通して示されたのは、「予防的かつ学際的なアプローチこそが、持続可能な職場づくりの鍵である」という点です。

4. 今後の展望

産業保健法学は、法と医を架橋し、現場での調整と予防に資する新しい学問領域として注目を集めています。今回の議論は、健康で安心して働ける社会の実現に向けた重要な一歩となりました。



写真5：会場全景と活発な質疑応答の様子

- ① 質疑では、参加者から「中小企業への労働安全衛生に関する支援のあり方」「メンタルヘルスの困難事例への対応方法」など、現場に直結する鋭い意見が寄せられました。